

第 3 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 3 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

(1) 議案第 1 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 1 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 1 4 号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(4) 議案第 1 5 号

令和 2 年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について

(5) 議案第 1 6 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 3番	小林	富男
1 4番	近内	繁治	1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三
1 7番	矢内	壮幸	1 8番	齋藤	英幸			

欠席委員 なし

事務局	事務局長	佐藤	康博
	庶務係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

- ・議長 本日の出席は17名です。定足数に達しておりますので、只今より第3回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、1番 角田義光委員 2番 横川昌英委員を指名いたします。

(1) 議案第12号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議長 それでは議事に入ります。議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1から3につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議長 農地法第3条第1項番号1を調査しました遠藤武重委員に報告を求めます。

- ・遠藤武重委員 農地法第3条1項1番の所有権移転贈与の確認調査した結果を報告します。調査日は令和2年3月12日午後2時30分より、譲渡人の〇〇〇〇は譲受人の〇〇〇〇に委任するとのことで、私と、農業委員の金沢和則さんと、最適化推進委員の小池力さんとで現地調査をしました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇より、〇〇〇〇〇〇〇〇を左折して500mほど行った踏切の線路沿いにある〇〇〇〇〇〇〇〇の216㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇の35㎡の田です。

譲渡人の申請理由、譲渡人の〇〇〇〇は譲受人の〇〇〇〇とは親戚に当たり現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇に住んでいます。現地の田の境で譲受人の間で問題を抱えていた事から譲受人の〇〇〇〇に相談して測量をした結果として譲受人の所に田が入り込んでいた事がわかり分筆して贈与する事と

結果を報告します。

3月5日午前9時より譲受人〇〇〇〇、最適化推進委員の福田正三さん、私の3人で現場確認をしました。譲渡人〇〇〇〇は、病弱なため譲受人〇〇〇〇に一切をお任せするとの事です。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から西に1.5kmほど行き道路左側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇349㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇340㎡の畑です。この畑は現在雑地です。

譲渡人は病弱で農作業が困難な為、当該地近隣に自宅のある石川町〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に売り渡す事とし、譲受人は本件農地を買い受け耕作の事業を行います。周りが畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議の程よろしくお願い致します

・議長 只今報告のあった農地法第3第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第12号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第13号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 次に、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は太陽光発電施設設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は集合住宅建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

農地法第5条第1項番号3についてですが事業計画者は太陽光発電施設設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議長 只今説明のありました農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1について調査しました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号1の件を調査した結果を報告致します。

令和2年3月12日木曜日午前10時から現地で申請代理人〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業委員会佐藤事務局長、三瓶係長、斎藤英幸推進委員と私の6人で現地調査致しました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を南方面、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇に約1kmの坂の頂上付近です。設定人氏名〇〇〇〇、住所〇〇〇〇〇〇〇〇、職業会社員。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積1,495㎡太陽光発電設備のための地上権設定です。

事業の必要性として、被設定人〇〇〇〇は太陽光発電所設置事業を展開しており、今回石川町内に自社所有の太陽光発電を設置する事となり申請に至りました。土地の選定理由として、申請地は設定人が平成24年に夫から相続するまで夫婦で長年に渡り申請地を含む周辺地の田んぼで水稻栽培を営んできましたが、夫亡き後は後継者がいないため水稻栽培を断念し、維持管理にも苦勞している状況にありましたが、今回の計画は土地の有効活用と地球環境への貢献につながることから同意、協力していただけることになりました。山間部であるため周辺に民家は点在しますが、住宅密集地からは離れており景観破壊やパネルの反射による光害等の支障を及ぼす恐れがないことから選定、本申請となりました。

土砂の流出等の災害を防止するための措置として、工事の際に出来る法面には法面保護工を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水については敷地内で自然浸透とします。又、境界標等により土地の境を明確にして、集団農地の蚕食、分断、日照被害等の支障はありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

・議長 只今報告のあった農地法第5条第1項番号1の件について何かご意見等ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第13号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2について調査をしました、金沢和則委員に報告を求めます。

- ・金沢和則委員 農地法第5条第1項番号2番現地調査の報告をします。調査日は令和2年2月13日午後1時30分より、私と遠藤委員、小池推進委員、佐藤局長、矢内主事と申請者の〇〇〇〇が立ち合いのもと行いました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、田、計2,061㎡です。転用目的は、集合住宅の建築であり、一部駐車場と利用するとのことです。

今回の件は、実は1月末に申請があり、2月13日に一度現地調査したところ、事前に盛り土を行っており無断転用の疑いがあったため一旦取り下げとしました。その際は、申請地は第一種住居地域の用途区域内であり、第3種農地となることから、現況復帰までは求めず、顛末書を添付の上再度申請をすることを求めていたところ、顛末書が添付され、計画変更の上、再度2月末に申請がありました。

第3種農地ということもあり、周辺の状況から転用することによって支障をきたすおそれはありませんので皆様の審議よろしくをお願いします。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第5条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第13号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第5条第1項の規定による許可申請番号3について調査をしました、遠藤武重委員に報告を求めます。

- ・遠藤武重委員 農地法第5条第1項3番農地転用と権利設定の確認調査の報告をします。

調査日は、令和2年3月12日午後1時30分より、譲受人の〇〇〇〇と、譲渡人の〇〇〇〇は、代理人の行政書士 〇〇〇〇に委任されて欠席で、私と農業委員の金沢さんと最適化推進委委員の小池さん、事務局長の佐藤さんと三瓶係長で行いました。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇に向かい農免道路の信号から200m行った右側の〇〇〇〇〇〇〇〇の向かいにある自動販売機の手前を左へ50m入って右側にある〇〇〇〇〇〇〇〇の2,851㎡畑牧草放牧地で、現在は休耕地になっている所です。

譲受人と譲渡人の関係と権利について、譲受人の〇〇〇〇が太陽光発電施設用地を探していたところ、条件に合った譲渡人の〇〇〇〇の畑が適地である事から譲渡人と相談した結果、売却して下さるとの事となりました。

転用の目的と選定理由と必要性、〇〇〇〇は地球環境に優しい新電力事業に取り組んできました。また福島から電力を供給する事で、福島の復興にも貢献できればと思い環境保全と、自然エネルギーの普及に取り組んで行きたいと思っています。土地の選定理由としては、面積や日照条件、傾斜地でない整形地などの一定条件を満たし、かつ、土地代には上限を設定しています。その結果、太陽光発電所としての土地はどうしても農地になってしまいます。条件を満たし、隣接地への影響の少ない理想的な申請地を見つけました。現在休耕地である申請地の有効活用を検討していた地主様には、承諾を頂いております。以上のことから、本事業の用地として、農地ではありますが申請地を選定しました。

申請地の隣接状況、土地の形質を変えることなく太陽光パネルの架台を設置するので、土砂の流出等の災害の発生はありません。雨水については敷地内での自然浸透とします。隣接する農地が南側にありますが、工作物の高さを5m以下とすることで日照に支障はありません。以上、調査した結果問題ありませんので、皆様の審議よろしくをお願いします。

・議 長 只今報告のあった農地法第5第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第13号 農地法第5条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第14号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議長 次に、議案第14号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
 - ・事務局長 (議案朗読)
 - ・議長 只今説明のありました農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について、何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議長 異議のないものと認め、議案第14号農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。
-

(4) 議案第15号

令和2年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について

- ・議長 次に議案第15号 令和2年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。
 - ・事務局長 (議案朗読)
昨月の協議・連絡事項において説明したとおり変更するものです。
 - ・議長 只今説明のありました令和2年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について、何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議長 それでは異議のないものと認め、議案第15号令和2年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について承認するものと決定いたします。
-

(5) 議案第16号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

・議 長 次に議案第16号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第16号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号88を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時40分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年3月19日

石川町農業委員会

議事録署名人 1 番

2 番